

奈良県起業家支援事業委託事業者 審査基準

審査項目		審査基準	配点
業務遂行能力	業務理解度	本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか	5
	実施手順	業務実施手順は適切であるか	5
		業務全体のスケジュールは適切であるか	5
	実施体制	当事業全体（①起業支援金支給対象事業計画の公募・選定等業務、②伴走支援業務）を遂行するための十分な人員が確保される等、適切な実施体制となっているか。	5
	業務実績	過去の創業・経営支援に係る取組実績は、質・量ともに十分か。効果的な実施に必要な知識やノウハウがあるか。（直近5ヶ年）	10
企画提案内容	業務実施内容	「起業支援金支給対象事業計画の公募・選定等業務」の内容は妥当か。工夫が見られるか。 特に、起業支援金支給対象事業計画の募集方法・内容（東京23区からの移住を伴う申請が多くなるような募集方法・内容）に工夫が見られるか。	30
		「伴走支援業務」の実施内容は妥当か。工夫が見られるか。 特に、経営支援（資金計画書の作成、労務管理、広報、マーケティング、取引先の紹介、国内外への販路開拓、デジタル技術の活用、経営相談等）業務は、きめ細かい支援内容になっているか。	30
経費	経費見積	事業費の見積額が内訳の積算を含め適切であれば、以下の基準に従って採点する。 4,900,001円～5,000,000円・・・6点（98%＜見積額≤100%） 4,800,001円～4,900,000円・・・7点（96%＜見積額≤98%） 4,700,001円～4,800,000円・・・8点（94%＜見積額≤96%） 4,600,001円～4,700,000円・・・9点（92%＜見積額≤94%） ～4,600,000円・・・10点（見積額≤92%）	10
合計			100

○提案者が2者以上ある場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定します

○提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定します。